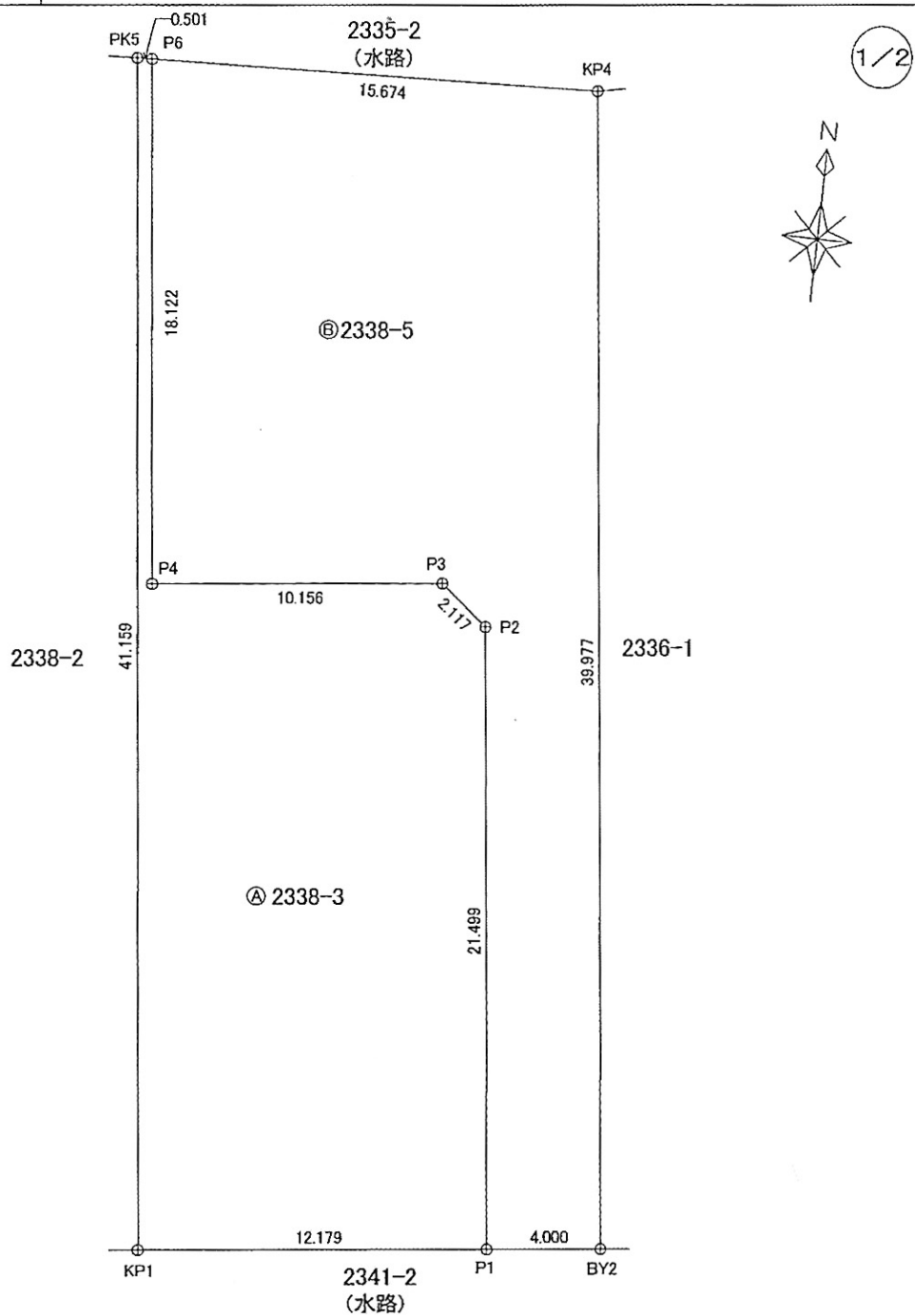


地 番	2338-3、2338-5
-----	---------------

地 積 測 量 図

土地の所在	熊本市南区城南町千町字藤原
-------	---------------



境界標識の表示

(図枠外) ●... 永久標識
 ⊕... 普通標識

GP1 33.855 83°35'53" GIN2

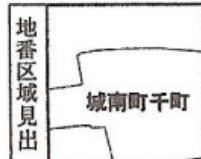
申請人	KAZUホーム 株式会社 代表取締役 林田 邦子	縮尺	1 / 250
-----	-----------------------------	----	---------



-24831.700

(座標値種別：国上測定)

(注) 国土交通省が公表した座標補正パラメータ(hisaikihon_H28kumamoto_BL.par)による修正がされています。



請 求 部 分	所 在 熊本市南区城南町千町字藤原					地 番 2338番3			
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分	甲三	座 標 系 番 号 又 は 記 号	Ⅱ	分 類	地図(法第 1 4 条第 1 項)国調法 1 9-5 指定	種 類	土地改良所在図
作 成 年 月 日	平成2年2月				備 付 年 月 日 (原 図)	平成3年5月7日		補 記 事 項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(熊本地方法務局管轄)

令和6年4月25日

熊本地方法務局阿蘇大津支局

登記官

請求番号：58-1

(1/1)

櫻木良二



2338-3A
-5B

許 可 証

指令（開指）第2023-2224号
令和5年12月26日

令和5年12月25日付け申請の開発行為の許可については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり許可します。

熊本市長 大西 一史

開 発 行 為 の 概 要	申請者住所氏名	熊本県菊池郡大津町大字室1195番地 KAZUホーム 株式会社 代表取締役 林田 邦子
	開発区域に含まれる地域の名称	熊本市南区城南町千町字藤原2338番3、2341番2の一部
	開発区域の面積	公簿 ㎡ 実測 671.75 ㎡ 有効 ㎡
	予定建築物の用途	専用住宅（2区画）
	工事施行者住所氏名	熊本県宇土市新開町1224番地2 株式会社 和氣商事 代表取締役 本田 公伸
	着手予定年月日	令和6年1月10日
	完了予定年月日	令和6年3月10日
	自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他
	法第34条の該当号及び該当する理由	法第34条第11号 「法第34条第11号の規定により条例で指定する区域内の開発行為等」
	その他の必要な事項	都市計画法第41条第1項に基づく制限 建ぺい率は40%以内、容積率は80%以内、外壁後退距離は1m以上、建築物の高さは10m以下とする。 都市計画法第79条に基づく条件 別紙のとおり

1 この処分が不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県開発審査会に対して審査請求をすることが出来ます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県長となります。）、処分を取り消すの訴えを提起することが出来ます（なお、処分の日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に処分取り消しの訴えを提起することが出来ます（なお、当該審査請求に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。）。